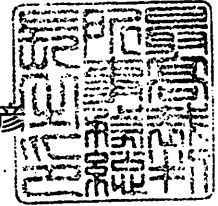


令和元年7月12日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

本日付けの諮問（要旨は下記1のとおり）について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諮問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件文書が存在しないか不明であるから、改めて確かめてもらいたい旨主張しているが、当該判断は相当であると考えます。

2 理由

(1) 開示申出の内容

裁判官が職務を開始する際の宣誓の手続について定めた文書（裁判所職員の服務の宣誓に関する規程（昭和24年10月3日最高裁判所規程第21号）と同趣旨の文書）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、令和元年6月20日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 裁判官の服務については、主に裁判所法や官吏服務紀律の規定が適用されるところ、これらには服務の宣誓に関する規定はなく、また、最高裁判所の規程、通達等にも裁判官の服務の宣誓に関する定めはない。

イ よって、本件申出に係る文書を不開示とした原判断は相当である。